

薬局における麻薬・向精神薬 偽造処方せん対応マニュアル

目次

1	目的	1
2	偽造処方せんへの対応	
(1)	日常のチェックポイント	1
(2)	発見した場合	3
(3)	保健所等から情報提供を受けた場合	5
3	Q&A	7
4	偽造処方せんの事犯例等	8
資料	報告様式等	9 ~ 11
	保健所一覧	12

平成20年1月29日

北海道保健福祉部保健医療局医務薬務課

1 目的

近年、カラーコピー機やスキャナーを使用した偽造処方せんによる向精神薬の詐取事件が増加し社会問題となっていることから、薬局における適切かつ迅速な対応を行うことにより、これら事件の未然防止とともに、向精神薬の乱用による健康被害の防止を図ることを目的とする。

2 偽造処方せんへの対応

(1) 日常のチェックポイント

全 体	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら処方せんを切断したことにより、切断面がギザギザでないか、また、大きさがA5版と若干異なってないか ・処方せんの枠の線などが「ゆがんでいる」、「途切れている」、「斜めになっている」、「ぼやけている」などと不自然になってないか
患者の氏名・ 生年月日等欄	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号は、レセプトコンピュータに入力した際、不適切な番号としてエラー表示されてないか。(エラー表示された場合、保険証の提示を受け、確認すること。) ・処方せんに記載されている氏名、生年月日、保険者番号等が保険証と異なってないか
保険医氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の押印(朱肉の色)が不自然でないか ・手書き(ボールペン等)部分がコピーとなっていないか
交付年月日欄	<ul style="list-style-type: none"> ・持込日が交付年月日から日数が経っていないか
処 方 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・切り貼りした物をコピーしたことによる不自然な印影(線など)がないか ・切り貼りしたことにより文字が上下にずれてないか ・異なった字体での加筆はないか ・訂正印のない訂正がされてないか ・訂正印が医師の記名押印の印とサイズや印影が異なっていないか ・「用法」「用量」「規格」「剤形」「投与日数(回数)」は不適切な内容でないか。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地が近隣でない医療機関からの処方せんでないか ・薬歴等を確認し、薬の交付期間が重なっていないか <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>かかりつけとなっている患者が、数回に一度の割合で、処方せんを偽造して薬を不正に入手した事例があった</p> </div>

例) リタリン錠「チバ」

用 量 1日1~6錠

投与日数 30日を限度

例) ハルシオン 0.25mg 錠

用 量 1日1~2錠

用 法 就寝前

上記例は承認変更等により変わる場合があります。

- ・切断面 ギザギザして滑らかでないか
- ・処方せんの内容のサイズ 大きさがA5版と若干異なってないか
- ・枠の線など 「ゆがんでいる」、「途切れている」などと不自然になってないか
- ・薬歴等を確認し、薬の交付期間が重なってないか

- ・氏名、生年月日、保険者番号等が保険証と異なってないか
- ・保険者番号は、レセプトコンピュータに入力した際、不適切な番号としてエラー表示されてないか

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

- ・近隣でない医療機関からの処方せんでないか

交付負担番号		保険者番号	
公費負担医療番号		記号・番号	

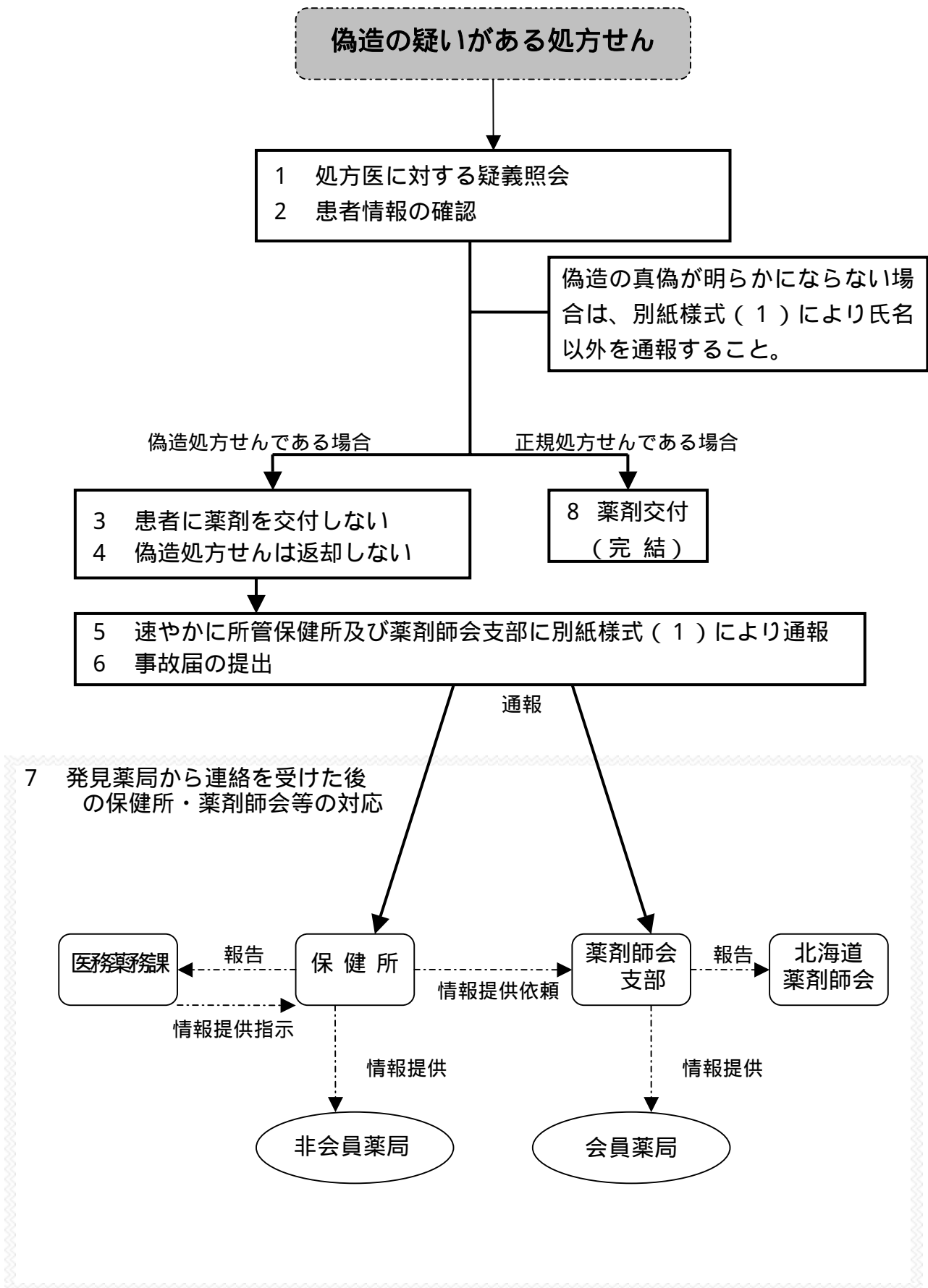
- ・朱肉の色が不自然でないか
- ・手書き部分がコピーとなっていないか

- ・持込日が交付年月日から日数が経っていないか

患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称	
	生年月日	年 月 日生	性別	電話番号	
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名	印
住所・電話					
交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。	
処方備考	1	錠5mg	1日3回食後1錠	30日分	
	----- 以下余白				
調剤年月日	平成 年 月 日	公費負担			
保険薬剤師の所在地及び名称			公費負担医療の受給者番号		
保険薬剤師氏名			印		

- ・「用法」「用量」「規格」「剤形」「投与日数(回数)」の記載は不適切な内容でないか。
- ・不自然な陰影(線など)、文字の上下がないか
- ・異なった字体での加筆はないか・訂正印のない訂正はないか
- ・訂正印が医師の記名押印の印とサイズや陰影が異なってないか

(2) 発見した場合



枠内については、薬局においては対応不要であること

1 処方医に対する疑義照会

日常のチェックポイントで疑わしい点が判明した場合には、処方せん交付の有無や処方内容などについて処方医に電話等により速やかに確認するとともに、必要に応じて、当該処方せんを持参するなどして処方医にその真偽について確認を受けること。

なお、処方医が不在等の理由により、疑義照会ができない場合は、処方せん内容の確認ができてから薬剤を交付する旨を患者に説明し、原則として処方せんは返却しないこと。

ただし、患者から当該処方せんの返却を求められ、説明しても同意を得られない場合など、患者とのトラブルを回避するため、やむを得ず処方せんを返却する場合は、コピーした上で返却すること。

2 患者情報（氏名、住所、電話番号、保険者番号等）の確認

保険証、問診票（患者アンケート）等により患者本人であるか、また、代理人の場合は聞き取り等により、その氏名及び患者本人との関係等を確認すること。

3 患者に薬剤を交付しない

4 偽造処方せんは返却しない（証拠品の保全）

偽造処方せんでは、薬剤を交付できない旨説明し、薬剤を交付しないこと。

また、患者に対して、処方せんを偽造することは犯罪であり、道からの指導で偽造処方せんは返却できない旨を説明し、薬局において保管すること。

5 保健所及び薬剤師会への通報

持ち込まれた処方せんが偽造処方せんであった場合は、速やかに F A X 等により所管保健所及び薬剤師会支部に別紙様式（1）により通報すること。

6 事故届の提出

所管保健所の指示に従い、事故届＊を提出すること。

＊ 麻薬の場合・・・麻薬事故届（麻薬取扱いの手引き）・・・別紙様式（2）

＊ 向精神薬の場合・・・向精神薬事故届（平成15年4月北海道保健福祉部薬務課作成の「向精神薬事故対応マニュアル」）・・・別紙様式（3）

7 発見薬局から連絡を受けた後の保健所・薬剤師会等の対応（薬局での対応不要）

発見報告書により連絡を受けた保健所は、医務薬務課あて連絡するとともに薬剤師会支部は北海道薬剤師会に連絡すること。

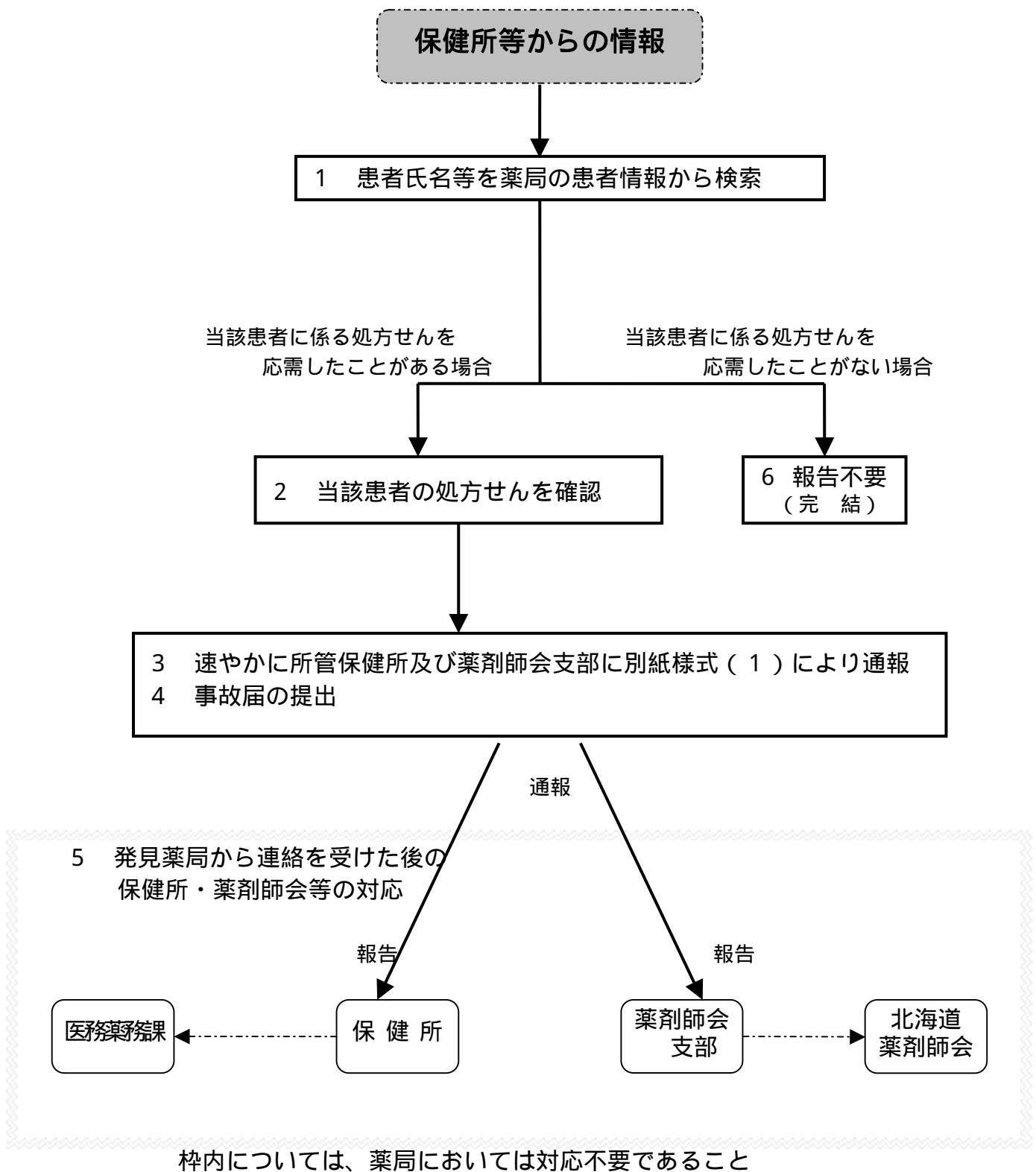
医務薬務課はこの報告を基に、保健所を通じて必要と思われる地域の薬局に情報提供すること。

保健所は薬剤師会会員については薬剤師会支部を通じ、非会員については直接、情報提供すること。

8 薬剤交付（完結）

持ち込まれた処方せんが正規処方せんであった場合は、患者に薬剤を交付すること。

(3) 保健所等（保健所、薬剤師会等）から情報提供を受けた場合



1 患者氏名等を薬局の患者情報から検索

過去に当該患者に係る処方せんを応需したことがないか確認すること。

2 当該患者の処方せんを確認

処方せんが偽造したものでないか、1ページの「日常のチェックポイント」により確認すること。

3 保健所及び薬剤師会への通報

当該患者に係る処方せんを応需したことがある場合は、速やかにFAX等により所管保健所及び薬剤師会支部に別紙様式(1)により通報すること。

なお、偽造の真偽が明らかにならない場合も通報すること。

4 事故届の提出

所管保健所の指示に従い、事故届*を提出すること。

*麻薬の場合・・・麻薬事故届(麻薬取扱いの手引き)・・・別紙様式(2)

*向精神薬の場合・・・向精神薬事故届(平成15年4月北海道保健福祉部薬務課作成の「向精神薬事故対応マニュアル」)・・・別紙様式(3)

5 発見薬局から連絡を受けた後の保健所・薬剤師会等の対応(薬局での対応不要)

発見報告書により連絡を受けた保健所は、医務薬務課あて連絡すること。薬剤師会支部は北海道薬剤師会に連絡すること。

6 報告不要(完結)

当該患者に係る処方せんを応需していない場合は報告を要しないこと。

3 Q & A

Q 処方せんの偽造、変造とは何ですか。

【A】

処方せんの「偽造」とは、行使する目的で、正規に交付された処方せんをコピーするなどして、新たな処方せんを作り出すことです。

「変造」とは、行使する目的で、正規に交付された処方せんの数量などを処方医の許可なく変更することです。

Q 麻薬や向精神薬処方せんの偽造に対する罰則やその根拠法令は何ですか。

【A】

- ・麻薬及び向精神薬取締法第70条第14項（罰則：麻薬処方せんを偽造し、又は変造した者）1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金
- ・麻薬及び向精神薬取締法第72条第4項（罰則：向精神薬処方せんを偽造し、又は変造した者）20万円以下の罰金
- ・刑法第159条（私文書偽造等）3月以上5年以下の懲役
- ・刑法第161条（偽造私文書等行使）3月以上5年以下の懲役
- ・刑法第246条（詐欺）10年以下の懲役

があります。

Q 麻薬又は向精神薬以外の処方せんに偽造があった場合、どこへ連絡すればいいのですか。

【A】

麻薬又は向精神薬以外の処方せんについて偽造が判明した場合は、警察に通報してください。

Q 偽造処方せんにより調剤し、薬剤を交付してしまった場合、医薬品の代金は患者等に請求できますか。

【A】

- ・保険請求を行っている場合

審査支払機関に返戻請求を提出し、保険請求を取り下げるとともに、患者本人に薬剤料金を請求し支払いを求め、それに応じない場合は、民事により損害賠償請求を行うこととなります。

- ・保険請求を行っていない場合

患者本人に薬剤料金を請求し支払いを求め、それに応じない場合は、民事により損害賠償請求を行うこととなります。

4 偽造処方せんの事犯例等

事例

平成17年2月、道内在住の50歳代男性及び50歳代女性が正規に処方された処方せんをカラーコピーし、薬局2箇所から不正に向精神薬（リタリン）等入手した。

事例

平成18年5月、道内在住の40代男性が正規に処方された処方せんをコピーし、医師印を消した後、さらにコピーし、購入した印を押印して変造した。

薬局1箇所から不正に向精神薬（リタリン）等入手した。

事例

平成18年10月、道内在住の40代女性が正規に処方された処方せんの交付年月、処方量などを改ざん、薬局7箇所から不正に向精神薬（リタリン）等入手した。

また、フェノバルビタールを含有する向精神薬（ベゲタミン）など約4,000錠を譲渡する目的で不正に所持していた。

偽造処方せんの使用例

～ 次のような方法で行われています。ご注意ください！ ～

- 処方せんの交付を受けた後、処方せんをカラーコピーで多数作成し、一日のうちに複数の薬局を一斉にまわった。
- 処方せんの処方欄を全て消してコピーし、患者が自分で処方を記入した。
- 定期的に向精神薬の交付を受けている患者が、正規の処方せんとは偽造の処方せんを使用して薬剤の交付を受けていた。

< 報告様式等 >

別紙様式(1)

平成 年 月 日

薬剤師会支部担当者
 保健所薬務担当者 様

当薬局に次のとおり、偽造処方せん(疑い)が持ち込まれたので報告します。

偽造処方せん(疑い)発見報告書

発 見 日 時		年 月 日 () 時 分		
患 者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 女
	住 所			
	電 話 番 号			
保 険 医 療 機 関 の 所 在 地 及 び 名 称				
保 険 医 氏 名				
交 付 年 月 日		年 月 日		
処 方				
薬 局	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
	担 当 者 氏 名			
薬 剤 交 付 の 有 無		有 無		
特 記 事 項				

- * 処方せん受付時に偽造があると認め薬剤を交付しなかったが、処方せんを患者に返却してしまった場合(コピーもない場合)は上記内容を分かる範囲で記載してください。
- * 処方せん写しを添付する場合、患者欄~処方欄の記載は省略できます。
- * 処方せんの偽造の真偽が明らかにならない場合は、患者氏名は記載しなくてもかまいません。
- * 複数回にわたり偽造処方せんを受けている場合、交付年月日は特記事項欄に列記してください。

別紙様式（ 2 ）

別記第 18 号様式（第十二条の二関係）

麻薬事故届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
事故が生じた麻薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 〔 事故発生年月日 〕 〔 場所、事故の種類 〕			
上記のとおり事故が発生したので届け出ます。			
年 月 日			
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏 名（法人にあっては、名称） [㊦]			
北海道知事 殿			

別紙様式（3）

別記第35号様式（第四十一条関係）

向精神薬事故届

免許（登録）証の番号	第 号	免許（登録）年月日	年 月 日
免許（登録）の種類			
向精神薬営業 所、向精神薬 試験研究施設 又は病院等	所在地		
	名 称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数	量
事故発生の状況 〔 事故発生年月日 〕 〔 場所、事故の種類 〕			
<p>上記のとおり事故が発生したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあっては、名称）</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p>北海道知事 殿</p>			

< 保健所一覧 >

保健所名・支所名	所在地	電話番号	F A X
札幌市保健所	〒064-0042 札幌市中央区大通西19丁目	011-622-5162	011-622-5168
旭川市保健所	〒070-8525 旭川市7条通10丁目	0166-25-6354	0166-26-2912
小樽市保健所	〒047-0033 小樽市富岡1丁目5-12	0134-22-3117	0134-22-1469
市立函館保健所	〒040-0001 函館市五稜町23-1	0138-32-1513	0138-32-1505
北海道渡島保健所	〒041-8551 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9527	0138-47-9219
北海道江差保健所	〒043-0043 檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053	01395-2-1074
北海道八雲保健所	〒049-3112 二海郡八雲町末広町120番地	0137-63-2168	01376-3-2169
北海道江別保健所	〒069-0811 江別市錦町4番地の1	011-383-2111	011-383-2185
北海道千歳保健所	〒066-8666 千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	0123-23-3177
北海道倶知安保健所	〒044-0001 虻田郡歌坂町北1条東2丁目	0136-23-1918	0136-22-5875
北海道岩内保健所	〒045-0022 岩内郡岩内町字清住252番地の1	0135-62-1537	0135-63-0898
北海道岩見沢保健所	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目1番地	0126-20-0102	0126-22-2514
北海道滝川保健所	〒073-0023 滝川市糸網町2丁目3番31号	0125-24-6201	0125-23-5583
北海道深川保健所	〒074-0002 深川市2条18番6号	0164-22-1421	0164-22-1479
北海道室蘭保健所	〒051-8555 室蘭市幸町9番11号	0143-24-9835	0143-23-1446
北海道苫小牧保健所	〒053-0021 苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	0144-34-4177
北海道浦河保健所	〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071	01462-2-1447
北海道静内保健所	〒056-0005 日高郡新ひたか町静内こうせ町2丁目8番1号	0146-42-0251	01464-2-7202
北海道上川保健所	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5981	0166-46-5262
北海道名寄保健所	〒096-0005 名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	01654-3-3224
北海道富良野保健所	〒076-0011 富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	0167-23-3163
北海道留萌保健所	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8315	0164-42-8216
北海道稚内保健所	〒097-8525 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2978	0162-32-2253
北海道北見保健所	〒090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	0157-24-4199
北海道網走保健所	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0685	0152-44-4879
北海道紋別保健所	〒094-8642 紋別市南ヶ丘町1丁目6番地	0158-23-3108	01582-3-1099
北海道帯広保健所	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1	0155-27-8635	0155-25-0864
北海道釧路保健所	〒085-0038 釧路市花園町8番6号	0154-22-1233	0154-22-1273
北海道根室保健所	〒087-0009 根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	01532-4-0343
北海道中標津保健所	〒086-1001 標津町標津町東1条南6丁目	0153-72-2168	01537-2-6894

北海道立保健所 = 保健福祉事務所保健福祉部（地域保健部）